

北海道沼田町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、平成３０年１月１日現在における北海道雨竜郡沼田町の行政区域とする。面積は２８，３２０ヘクタール程度（沼田町面積）である。ただし、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落を除く。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

（地図）



（出典：RESAS）



（出典：空知総合振興局ホームページ）

（２）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

（地理的条件）

沼田町は、北海道のほぼ中央に位置し、南には深川市、秩父別町、北竜町に接し、北西部は留萌市、小平町が隣接している。

可住域南部に広がる平坦部は、広大な石狩平野の北端の一部で肥沃な水田地帯となっており、市街地や農耕地はこの平坦部を流れる雨竜川や支線の小河川の流域に沿って南に開けている。

面積の約７割は豊富な森林資源を有する山岳地帯で占められている。

気候は内陸型で四季の区別がはっきりしており、春期から初夏にかけてはやや乾燥し、夏期は温暖、秋期は比較的雨が多く、冬期は北海道でも有数の豪雪地帯である。

（インフラの整備状況）

沼田町には、北海道縦貫自動車道と日本海側の留萌圏を連結する深川・留萌自動車道（高規格幹線道路）にアクセスするインターチェンジが１か所設置されており、この深川・留萌自動車道は、深川ジャンクションから道央自動車道に接続されている。深川・留萌自動車道

及び道央自動車道を利用することで、北海道経済の拠点である札幌市には８０分、新千歳空港へは１１０分での移動が可能である。

また、旭川市へ４５分、旭川空港へは７５分で移動することができ、港湾のある留萌市へは高規格幹線道路を利用することで２５分での移動が可能となる。

このように、沼田町と道内外を繋ぐネットワークが周辺自治体に整備されており、交通インフラの有利性を生かすことが可能である。



←沼田町からの各市町村へのアクセス

↓沼田町内は「歩いて暮らせるまちづくり」を目指し、各種インフラを整備している。(市街図)



(産業構造)

沼田町の産業別就職者数（平成２７年国勢調査）は第一次産業が５１０人（３１．２％）、第二次産業が２３６人（１４．４％）、第三次産業が８８８人（５４．３％）となっている。

また、本町における全産業別分析（企業単位）を見ると、売上高では卸売業・小売業が約 37 %、建設業が約 17 %、製造業が約 16 %、農業・林業が約 10 %を占める経済構造をなしている。

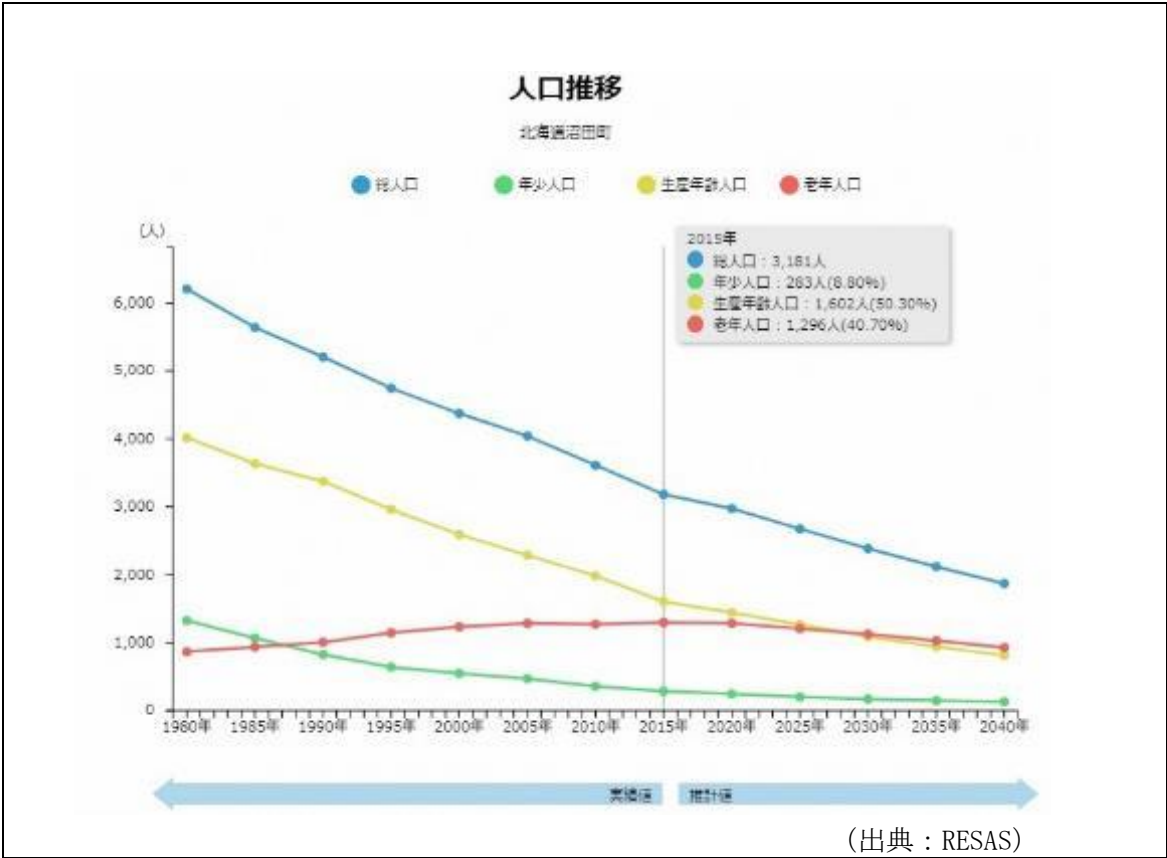


本町は、かつて炭鉱と稲作の町として繁栄してきたが、昭和 43 年に雨竜炭鉱が閉山し、その後、第一次産業である農業を基幹産業とした町へと転換しており、平成 27 年の農業算出額（推計）は 349 千万円となっている。経営耕地総面積は 3,786 ha と広大であり、専業農家を主体に 173 戸が基幹作物の水稻を中心に、土地利用型の麦・大豆・ソバ等と、集約的作物の花弁・メロン等が栽培されている。近年では、ブロッコリーや町の特産品であるトマトジュースの原料となる加工用トマトの生産を行うなど道内有数の農業地帯である。

(人口分布の状況)

沼田町は、かつて炭鉱の町として栄えており、1955 年には約 20,000 人の人口を有していたが、炭鉱閉山により急激に人口が減少し、現在は 3,181 人（平成 27 年国勢調査）となっている。

このような状況の中、沼田町では、内閣府から地域活性化モデル事業として選定された「沼田町農村型コンパクトエコタウン構想」を中心とした「沼田町総合戦略」を平成 27 年 10 月に策定し、「コンパクトなまち」「最期まで健康で安心して暮らせるまち」「農業を柱とした若者中心の小さな経済づくり」「子どもが戻ってくるふるさとづくり」を目指すことを重点戦略とし、急速化する人口減少に歯止めをかけるため、企業誘致や移住定住、子育て支援などの施策を重点的に行っている。



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

沼田町は、水稻を中心とした農業を基幹産業としつつ、付加価値額においては建設業が約26%、卸売業・小売業が約20%、農業・林業が約14%を占める経済構造をなしている。また、従前より本町では企業誘致活動を積極的に進めており、町内には立地企業を含め、企業単位では製造業が7社ある（売上高では約16%を占める）が、付加価値額においては約1.5%であり、製造業における付加価値額の向上が課題となっている。

付加価値額(企業単位) 2012年

指定地域：北海道沼田町



基幹産業である農業においては、農業基盤整備が進んでいる地域で、1戸当たりの農地面積が約22haと大規模経営であり、全産業の構造を見ても、売上高約9.7%に対し、付加価値額約13.4%であることから、大規模経営による生産性の高さがうかがえる。しかしながら、本町における農業部門別販売金額を見ると稲作による販売金額が約76%を占め、前述のように基幹作物である水稻の販売金額が大部分となっている。このような状況から、町では基幹産業である農業において、6次産業化や農商工連携の取組の推進により、地域ブランド力の向上と農作物の高付加価値化を目指す。

また、従前より本町では企業誘致活動を積極的に進めており、製造業の売上高は全産業の約16%を占めるが、付加価値額は約1.5%に留まっている。このような状況から、立地企業の強みを生かした連携事業の推進等を図って技術力・製品力を高めること等により、製造業における付加価値額の向上を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	168百万円	—

(算定根拠)

- ・北海道内の1事業所当たりの平均付加価値額39.2百万円(経済センサスー活動調査(平成24年))であることから、それと同等の1件あたり平均40百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業計画を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進地域で1.4倍の波及効果を与え、促進区域で168百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・168百万円は、促進区域の全産業付加価値(14.7億円)の約11.4%以上であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	40百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	3件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,920万円(北海道の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(平成24年))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で2.5%以上増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3.5%以上増加すること。

なお、(2)(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画では設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①沼田町の積雪寒冷な自然環境を活用した農林水産分野
- ②沼田町の深川・留萌自動車道等の交通インフラを活用したものづくり関連分野

(2) 選定の理由

- ①沼田町の積雪寒冷な自然環境を活用した農林水産分野

沼田町の農業においては農業基盤整備が進んでおり、1戸当たりの水稲作付面積が約15.22haと大規模経営であり、北海道でも有数の大規模稲作農業地帯となっている。

〈経営体一戸当たりの水稲作付面積（平成27年）〉

（単位：経営体、ha）

	経営体戸数	水稲作付面積	1戸当たり面積
沼田町	156	2,374	15.22 (北海道内第1位)
北海道	13,470	110,442	8.20
全国	952,684	1,313,713	1.38

（出典：2015年農林業センサス）

〈沼田町の主要作物別収穫量 北海道内ランキング〉

（単位：t）

	水稲		そば	
	収量	順位	収量	順位
平成28年	13,900	9	427	5

（出典：2016年作物統計調査）

また、本町の全産業の構造を見ても、前述「2（2）」に記載のとおり、農業は売上高約9.7%に対し、付加価値額約13.4%であることから、大規模経営による生産性の高さがうかがえ、強みのある産業といえる。

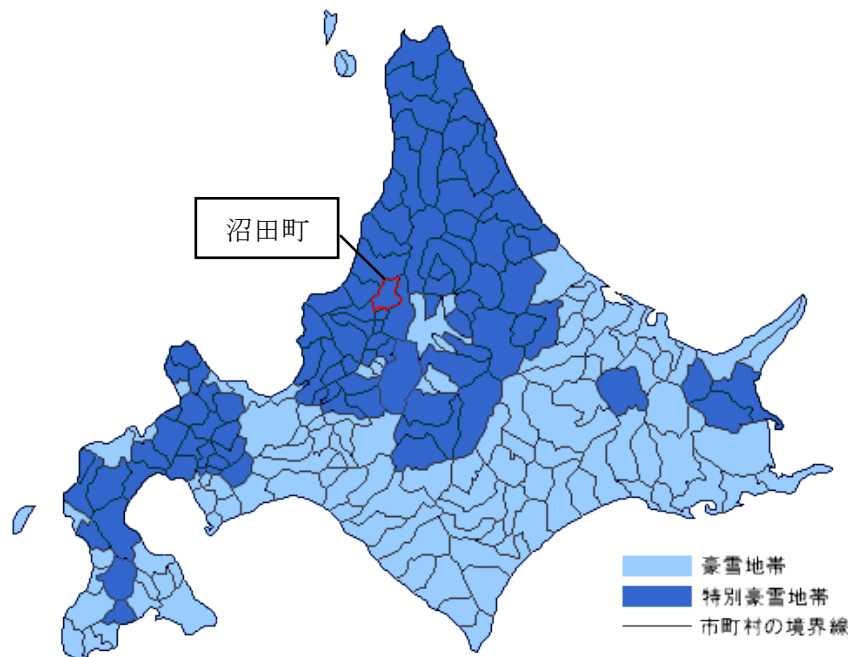
付加価値額(企業単位) 2012年

調査地域：北海道沼田町



こうした中、本町の特徴が「豪雪地帯」であることを鑑みて、農業においても「雪の利活用」ができないかを検討した結果、町では平成8年に、世界初の雪冷熱利用による米貯蔵施設「スノークールライスファクトリー」を建設した。

<北海道の豪雪地帯>

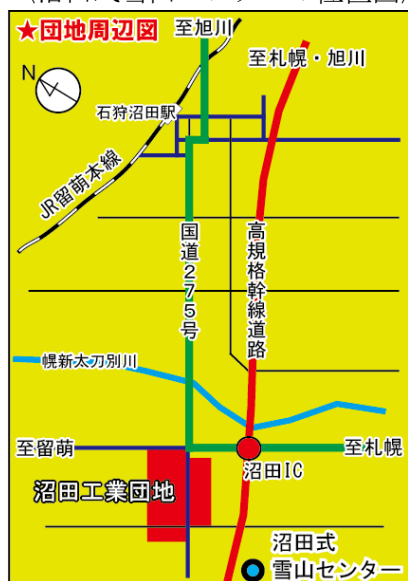


(出典：北海道庁ホームページ)

本町の基幹作物は水稲であるところ、「スノークールライスファクトリー」では、貯留乾燥ビンに貯蔵された2,500トンの米を1,500トンの雪で保存し、「雪中米」としてブランド化を図った。「雪中米」の特徴は、上記のとおり豪雪地帯である本町に無尽蔵に積もる雪・あり余る雪の冷気を活用し、全国でも随一本施設が米を粳のまま貯蔵していることから、新鮮な新米の味と香りを消費者等へ届けることができることにある。「雪中米」は全国に出荷しているほか、平成17年から台湾などへ輸出を開始しており、量は多くないながらも輸出量は毎年50トンペースで出荷しており、海外でも一定の評価を得る本町を代表する特産品のひとつとなっている。

この「雪中米」の成功をきっかけに、町では雪利用の取組を本格化させている。例えば、平成14年には町が「輝け雪のまち宣言」を行ったほか、平成23年には「就農支援実習農場椎茸発生棟」や「就農支援実習農場イチゴ栽培施設」が雪氷施設としては全国で初めてグリーンエネルギー認証センターの設備認定を取得するなど、町民一丸となった「雪の利活用」が進んでいる。こうした取組の支えとなっているのが、平成20年に完成した「沼田式雪山センター」である。同センターは、町内で大量に降り積もる雪を1ヶ所に集約して5,000tの雪山（最大1万tまで造成可能）を作り、被覆材で覆うことで雪を夏まで保存し、周辺施設に雪を供給する雪冷熱エネルギー供給基地となっている。現在、保存した雪は雪山を切り崩してダンプ等で直接搬送している。

〈沼田式雪山センターの位置図〉



〈沼田式雪山センター〉



〈沼田式雪山センターから施設への雪供給イメージ（直接搬送）〉



雪山センター



就農支援実習農場椎茸発生棟

以上の機能による「雪の利活用」は、6次産業化にも及んでいる。具体的な商品としては、先述した「雪中米」の米粉を原料とした和菓子「雪んこ焼き」（モチモチ食感とあんこのほどよい甘さが特徴）や、町の雪中蔵にてゆっくり貯蔵した「雪なごり」（大雪山連峰から湧き出る名水を原料に丹精込めて醸したお酒）などの「雪中商品」がある。これらに対して、町では中小企業地域資源活用促進法に基づいて行った「ふるさと名物応援宣言」（平成27年12月：北海道内では本町などが初）を通じて、さらなる高付加価値化・ブランド化に向けた事業者の取組を後押ししている。



沼田町ふるさと名物応援宣言《抜粋》（平成27年12月15日宣言）

さらに、町では、農業や6次産業化の取組に対して、商品等開発支援（上限100万円）、販路開拓支援（上限50万円）、地域資源事業化支援（上限500万円）などの支援事業を展開している。

また、「雪の利活用」の取組以外でも、地元農産物の付加価値を高める取組を行っている。例えば、本町においては冬期の農業者の雇用の場の確保のため、町直営の農産加工場を昭和56年に建設してトマトジュースや惣菜缶などの製造を行っている。平成26年には国の交付金を活用して新工場を建設し、北海道HACCPを取得した安心・安全な生産体制と増産体制を整えたことから、主要製品のトマト関連商品の原料である加工用トマトは生産数量を毎年増産（平成25年：223トン、平成29年：306トンと、5年間で約37.2%増）しているところである。



スノークールライスファクトリー・雪中米



町農産加工場・トマト関連商品

以上を踏まえ、豪雪であるデメリットから「雪冷熱の有効活用」を見いだし、その力を用いて農産物等の強みを伸ばし、農林水産分野における付加価値の高い事業を創出していくことで、地域事業者の稼ぐ力の向上を図っていく。

②沼田町の深川・留萌自動車道等の交通インフラを活用したものづくり関連分野

沼田町には、北海道縦貫自動車道と日本海側の留萌圏を連結する深川・留萌自動車道（高規格幹線道路）にアクセスするインターチェンジが1か所設置されており、この深川・留萌自動車道は、深川ジャンクションから道央自動車道に接続されている。深川・留萌自動車道及び道央自動車道を利用することで、北海道経済の拠点である札幌市には1時間30分、北海道第2の都市でものづくり産業に係る支援機関も多く立地する旭川市には45分、重要港湾である留萌港には30分でアクセス可能であり、交通インフラの優位性は極めて高い。

<沼田町の交通インフラ>



この交通インフラを活用し、過去から企業誘致活動を町の重要施策として位置づけ継続的に企業へのアプローチを行ってきたことで、現在本町の沼田工業団地には、電子デバイス関連製造業や金型部品製造業、リーフレタス等を栽培する植物工場等が立地し、団地区画については全11区画中、販売可能区画が1区画を残すのみという状況である。また、本工業団地は上記①で示した「沼田式雪山センター」にも近接していることから、将来的には雪山か

ら工業団地内の工場等を直接パイプでつなぎ、雪を溶かして出来た融雪水を直接供給することも検討している。実現すれば、立地企業の費用低減等につながることも期待できる。

〈沼田式雪山センターを活用した将来構想（沼田式雪山センタープロジェクト）〉



＜沼田工業団地の主な立地企業＞

企業名
株式会社正和（北海道工場）
株式会社正和（ショウワグリーンファーム）
日本パッケージ・システム株式会社（北海道工場）

本工業団地には、首都圏の情報通信機器の販売会社が「寒冷地における通信機器の耐用テストなどの実証試験」を行うため、敷地内に雪山を造成する「北海道テストセンター」を建設すべく、沼田工業団地に立地を決定（平成22年）した事例もあり、既存のものづくり関連企業と連携した取組の創出も期待できる。

また、本工業団地外の市街地周辺にも電子機器関連製造業等が立地しており、これら本町の食料品以外のものづくり関連製造業は6社存在し、事業従事者数は88人（全産業の約8.6%）、売上金額は1,141百万円（全産業の約16%）である（地域経済分析システム2012年データ）。

以上の本町の特色ある立地企業の例として、RFID（電波による固体識別）用アルミエッチングアンテナにおいて約3割の世界シェアを獲得していることから、経済産業省のグローバルニッチトップ企業100選（平成26年3月）に選定された日本パッケージ・システム株式会社の北海道工場が立地するなど、域内における徹底した一貫生産と確立された生産技術により本町の経済を支えている。

また、現在、立地企業の強みを生かした連携事業が検討されている。具体的には、低価格・低消費電力・長距離伝送を特徴としたグローバルIoTネットワーク「Sigfox」のデバイス製造企業と情報通信のシステム開発を手掛ける企業が町内に立地していることから、「Sigfox」の基地局を作り、その活用方法について様々な実証実験を計画している。本町としても、今後こうした取組に対する支援策等を検討していく予定である。

このほか、本町では、これらの産業の新規立地や規模拡大の際に、条例において一定要件

を満たした場合に投資額の30%の助成措置（上限3,000万円）や雇用者増に対する助成措置（上限2,000万円）、固定資産税の課税を免除する措置を講じてきたほか、設備投資ニーズのある企業に対して、設備投資を支援する各種補助金の活用支援を行う等の支援を行っている。

以上を踏まえ、優れた交通インフラを活用するとともに、ものづくり産業とその支援機関が集積する旭川地域への隣接といった地理的な優位性も生かしつつ、ものづくり関連産業の付加価値向上の取組等を通じて、地域の稼ぐ力の増加を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような本町の様々な特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策の活用も検討する等、事業コストの低減や沼田町独自の強みを積極的に活用する。

（2）制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、対象とする一部改正を行った。

②沼田町企業立地促進条例

沼田町では工場等を新設又は増設する企業に対し、以下の支援を行っている。

- ・投資額が1,500万円以上の場合、投資額の30%（上限3,000万円）を助成。
- ・新たな雇用者の増が2人以上の場合、雇用者1人に付き50万円（上限2,000万円）を助成。
- ・固定資産税を5年間減免する優遇措置。

③ひと・まち・しごと育成支援事業補助金

魅力あるまちづくりを促進するため、新事業や創業等の取組を以下のとおり支援している。

- ・新規店舗開設支援（上限200万円）
- ・商品等開発支援（上限100万円）
- ・販路開拓支援（上限50万円）

- ・経営高度化支援（上限５０万円）
- ・起業化支援（上限１００万円）
- ・地域資源事業化支援（上限５００万円）など

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①町内企業動向データの公開

現在、沼田工業団地の概要についてホームページを作成し、助成・優遇制度の紹介や分譲地情報を公開しているが、今後は企業情報を全国に発信するためのホームページの作成や SNS の活用も検討している。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課内、沼田町農業商工課内に相談窓口を設置するなど、事業者の抱える課題の解決のための相談を受け付ける体制を整備する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、庁内外関係部局と連携して対応することとする。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

①沼田町しごと・未来応援プロジェクト

地元企業の人材不足の声が聞かれる中、町内立地企業を中心とした企業の就職説明会や就業体験等により、町内はもとより近隣地域の学生と企業のマッチングを行うことで企業の人材確保を支援する事業である「沼田町しごと・未来応援プロジェクト」を平成３０年度から実施予定である。

②沼田町住んで快適暮らして満足移住定住応援条例

移住定住の応援及び子育て世代への支援を行い、町の人口維持及び人口増を図るため、新築住宅や中古住宅取得、住宅のリノベーションなどへの支援を行い、町内企業の人材の確保にも寄与している。

（６）実施スケジュール

取組事項	平成２９年度	平成３０年度 ～平成３４年度	令和５年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の減免の創設	１２月、北海道が不動産取得税及び道固定資産税の課税免除措置に関する条例を改正済	運用	運用
②沼田町企業立地促進条例	運用	同左	同左
③ひと・まち・しごと育成支援事業補	運用	同左	同左

助金			
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①町内企業動向データの公開	運用	改良・拡充	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	基本計画の同意に合わせた相談窓口の設置	運用	同左
【その他】			
①沼田町しごと・未来応援プロジェクト	－	企業説明会の実施・拡充・運用	運用
②沼田町住んで快適暮らして満足移住定住応援条例	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（１）支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、沼田町商工会・北空知信用金庫・沼田町観光協会など、地域に存在する支援機関がそれぞれ連携して、支援の効果を最大限発揮する必要がある。

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①沼田町商工会

行政との連携による地域経済の活性化に関する事業に参画し、町内の消費活性化に寄与している。経営相談や融資斡旋、講習会開催など町内企業の経営面の支援が期待されるほか、これまでも経済産業省の JAPAN ブランド育成支援事業を補助事業者として３年間実施するなど、国の補助制度活用を経験を生かした支援も期待される。

②北空知信用金庫

昭和２５年に北空知信用組合として設立され、昭和２６年に信用金庫法に基づく信用金庫に改組。本町の所在する空知管内の北空知地域に所在する地域に密着した金融機関であり、地域企業に対する町独自の融資制度など、町と連携した取組も進めており、金融面を中心とした町内企業のサポートが期待される。

③沼田町観光協会

地域内の事業者が加盟し、地域内外へのプロモーションや情報発信などを行っており、地域振興の中心的役割を担っていることから、沼田町商工会と連携し、事業推進の中核的な役割を担うことが期待される。

④株式会社まちづくりぬまた

平成20年に設立した同社は、平成27年に町内の購買環境を守るため、商工会・JA・沼田町が出資し、平成29年に経済産業省の補助事業を活用して建設した「沼田町商業コミュニティー中核施設」の運営主体である。地域の農産物や加工品の販売も行い、地域商社事業も展開していることから、当事業における販路拡大の役割を担うことが期待される。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関連法令の遵守や環境保全・環境負荷の提言に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明等を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、交通事故を防止するため、歩道やガードレールを設置するなどにより歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備に努めるとともに、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入りする箇所や交差点等、危険性が高いと思われる箇所については、ミラーの設置や警備員の配置等を求めていく。

(3) その他

PDC A体制については、沼田町農業商工課を中心に関係課長による会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証と当該事業の見直しについて、毎年度10月に検討・整理する。当会議には必要に応じ、沼田町商工会、金融機関や支援機関等に対し、助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。